

Title	EU国際私法における反致：一連のEU規則 (EU regulation) と反致との関係について
Sub Title	Renvoi in European private international law.
Author	北澤, 安紀(Kitazawa, Aki)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2019
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2018.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>国際私法学説上、国際条約においては反致を排除するとの考え方が提唱されてきた。諸国の抵触規則の内容が統一されれば、国毎の抵触規則の内容が一致し、国際的判決調和が得られるため、わざわざ反致のように外国抵触規則の立場を考慮する必要はないとの考え方である。しかし、近時の国際条約の中には、狭義の反致こそ否定するものの、転致を認めるものも散見され、国際条約は反致を排除するという考え方と一致しない。国際条約は本当に反致を排除するものなのかという点について再検討したのが本研究である。本研究では、近時の一連のEU規則(EU regulation)と反致との関係について分析し、特にEU規則の反致に対する態度について検討を行っている。EUの国際私法統一規則であるローマI規則、ローマII規則、ローマIII規則は反致を排除しているが、相続規則の34条は転致を認めるものであり、このようなEU規則内での反致に対する態度の差異はいかなる理由に基づくものであるのかについて研究している。</p> <p>This study on Renvoi in European Private International Law analyzed an attitude towards Renvoi in the EU regulations.</p>
Notes	
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2018000005-20180059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2018000005-20180059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究代表者	所属	法学部	職名	教授	補助額	300 (A) 千円
	氏名	北澤 安紀	氏名 (英語)	Aki Kitazawa		
研究課題 (日本語)						
EU 国際私法における反致 一連の EU 規則 (EU regulation) と反致との関係について						
研究課題 (英訳)						
Renvoi in European Private International Law.						
1. 研究成果実績の概要						
<p>国際私法学説上、国際条約においては反致を排除するとの考え方が提唱されてきた。諸国の抵触規則の内容が統一されれば、国毎の抵触規則の内容が一致し、国際的判決調和が得られるため、わざわざ反致のように外国抵触規則の立場を考慮する必要はないとの考え方である。しかし、近時の国際条約の中には、狭義の反致こそ否定するものの、転致を認めるものも散見され、国際条約は反致を排除するという考え方と一致しない。国際条約は 本当に反致を排除するものなのかという点について再検討したのが本研究である。本研究では、近時の一連の EU 規則 (EU regulation) と反致との関係について分析し、特に EU 規則の反致に対する態度について検討を行っている。EU の国際私法統一規則であるローマ I 規則、ローマ II 規則、ローマ III 規則は反致を排除しているが、相続規則の 34 条は転致を認めるものであり、このような EU 規則内での反致に対する態度の差異はいかなる理由に基づくものであるのかについて研究している。</p>						
2. 研究成果実績の概要 (英訳)						
This study on Renvoi in European Private International Law analyzed an attitude towards Renvoi in the EU regulations.						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			
中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美	リーガルクエスト国際私法〔第 2 版〕	有斐閣	2018 年			